いなべ市地域福祉計画

地域の力でいきいき笑顔

而是於主義のまち

仍然个

(計画素案)

平成 19 年 月

いなべ市

目 次

	総		論	1
第	1	章	地域福祉とは何か	2
	1	. t	地域福祉とは何か	2
	2	, j	地域福祉を取り巻く制度の動き	3
	(1) 社会福祉制度改革	3
	(2) 地方分権の動き	4
	(3) 市民活動の高まりと市民参加	4
第	2	章	計画の基本的な考え方	5
	1	. 1	計画策定の目的	5
	2	. 1	計画期間	5
	3	. 1	計画の位置づけと法令等の根拠	5
第	3	章	計画の基本理念等	6
	1	. 2	基本理念	6
	2	. 2	基本目標	7
	-) 地域福祉を担う人づくり	
	(2) ふれあい、支え合いの地域づくり	7
	(3)共に生きるためのネットワークづくり	7
	(4) 安心して生活できる環境づくり	7
	3	. 1	施策体系図	8
	各	į	論	ć
第			取り組みの方向1	
			地域福祉を担う人づくり1	
) 担い手の育成・発掘	
	-) 人権・福祉教育の推進1	
			ふれあい、支え合いの地域づくり 1	
	•) 生きがいづくりと地域交流の促進1	
	•) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進	
			共に生きるためのネットワークづくり	
)重層的・総合的な相談支援体制と情報提供体制の整備	
) 防災・防犯体制の充実 1	
	() 人権擁護の推進	
	4	- 5	安心して生活できる環境づくり	١۶

(1) 健康づくりの推進	18
(2)日常生活への支援	19
(3) 福祉サービスの充実	20
第2章	計画の推進体制	21
1. ក	市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進	21
(1) 市民、ボランティア、NPOの役割	21
(2)民生委員児童委員の役割	21
(3)社会福祉協議会の役割	22
(4)社会福祉事業者の役割	22
(5)行政の役割	22
2.	計画の弾力的運用	22
資	料 編	24
	統計データによる本市の現状	
(1) 人口の推移	25
(2) 自然動態と社会動態の推移	26
(3)総世帯数と高齢者単独世帯数の推移	27
(4)生活保護の被保護者数の推移	27
2	用語説明	28

総	論

第1章 地域福祉とは何か

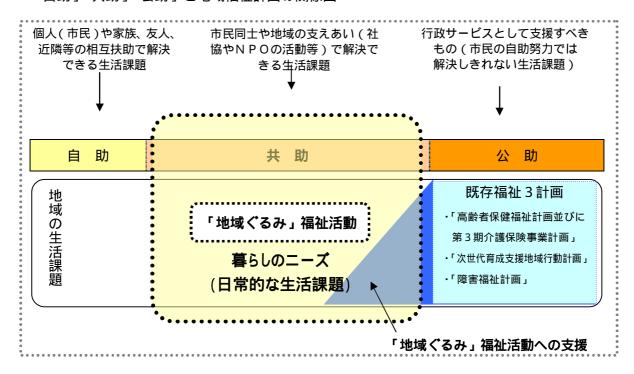
1.地域福祉とは何か

一般に福祉というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等対象者ごとに分かれたものを思い 浮かべる人が多いのではないでしょうか。これまでは、こうした対象者ごとにそれぞれの法律や 制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

しかし、地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつなが りを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで市民のだれもが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。 そのためには、さまざまな生活課題について個人(市民一人ひとり)や家族、友人、近隣等による相互扶助(自助)、市民同士や地域(社協やNPOの活動等)による支えあい活動(共助)、行政(公的機関)による支援(公助)の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

そこで、市民一人ひとりが相互のつながりや思いやりを持って支え合い助け合うという、共に 生きるまちづくりの精神が育まれることを願ってこの計画をまとめました。



「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図

2.地域福祉を取り巻く制度の動き

(1)社会福祉制度改革

現在、国は「社会福祉基礎構造改革」を進め、今後増大する福祉ニーズに対応していくために市民参加によるみんなで支える仕組みづくりやサービス利用者による選択を明確にした「契約による福祉サービス」の展開を図っています。

これに伴い行政の役割は、「給付=措置」からサービスの質の確保や情報公開、市民参加など、「契約による福祉サービス」を保障する環境づくりに転換されました。このように、戦後 50 年続いた社会福祉の理念や制度の転換が図られています。

この「社会福祉基礎構造改革」を受けて、平成 12 年に改正された社会福祉法では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられ、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方自治体の責務や地域福祉計画について定められています。

社会福祉法(抄)

第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2)地方分権の動き

平成 12 年 4 月に「地方分権一括法」が施行され、地方自治体は自己決定・自己責任により市民に身近な行政サービスを地域において行うことが求められています。

地域福祉計画では、こうした地方分権の展開を背景として、市民の主体的な参加により、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決に向けて市民・福祉団体・行政等がそれぞれの役割分担の中で協働した取り組みを行うことが求められています。

(3)市民活動の高まりと市民参加

平成7年の阪神淡路大震災では、延べ100万人を超えるボランティアが全国から集まり、被災者の支援に縦横に活躍しました。この年は「ボランティア元年」と呼ばれ、市民の自発的な活動の重要性が改めて広く認識されました。

平成 10 年 3 月には「特定非営利活動促進法」が制定され、市民活動団体が法人格を得ることによってその活動を促進する施策が講じられました。これによって、まちづくりや公的サービスの展開に関する市民の主体的な取り組みが従来のボランティア活動の枠組みを超え、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになってきました。

地域福祉計画では、こうした市民活動の高まりを背景として、市民自らが生活課題の解決を図ることができるような組織や仕組みづくりをめざします。

第2章 計画の基本的な考え方

1.計画策定の目的

いなべ市地域福祉計画(以下「本計画」)は、「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」ができる仕組みをつくる計画です。市民一人ひとりを大切に思い人と人とのつながりを大事にし、地域の持てる力を強め活かしながら、共に助け合いお互いを認め合いながら支え合う地域づくりをめざすものです。

そして、市民・福祉団体・行政等がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせられる関係を つくり、協働しながら「地域ぐるみの福祉」の推進を図ることを目的として策定します。

2.計画期間

本計画の計画期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化や利用者のニーズに対応するため必要に応じて計画の見直しを行います。

3.計画の位置づけと法令等の根拠

本計画は、いなべ市総合計画を上位計画とした個別計画であり、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものです。

また、策定にあたっては、本市の各種計画や国・県の関連する計画との整合性を図っています。

第3章 計画の基本理念等

1.基本理念

いなべ市(以下「本市」)では、いなべ市総合計画において「安心・元気・思いやりがまちの宝物『いきいき笑顔応援のまち いなべ』」を将来像として定め、市民が主役となって、多様性・個性を発揮しながら、安心で、いきいきと元気に満ちた暮らしづくりを進めています。さらに、家族のきずなを大切にし、人々がふれあい、支え合うあたたかな地域づくりに取り組んでいます。

近年、少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、ひとり暮らし高齢者の暮らしの問題や、高齢者・子どもへの虐待など、地域の理解や協力なしには解決できないさまざまな問題が発生しています。こうしたなかでは、人と人、人と地域のつながりを大切にし、皆の力を合わせることが必要不可欠です。

本計画は、地域のだれもがいきいきと笑顔で個性を発揮でき、相手の立場を理解し、安心できる環境で暮らしていける、市民が主役のまちづくりをめざすためのものです。さらに、地域とのふれあい、支え合い、思いやりを育むことで、地域の福祉力を向上させることを目的としています。

そこで、本計画の理念を以下のように定めます。

地域の力でいきいき笑顔 市民が主役のまち いなべ

2.基本目標

(1)地域福祉を担う人づくり

地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うことが大切です。そのためには、子どもから大人まで生涯を通じてお互いを思い合う人権教育や福祉教育を推進し、人材育成に努める必要があります。

こうした考えに基づき、市民一人ひとりが地域福祉を担うまちづくりをめざします。

(2)ふれあい、支え合いの地域づくり

地域福祉は、市民一人ひとりが地域で自分らしく安心して暮らしていけるように、地域 住民の力で推進していくものです。そのためには、その地域に住む住民同士がともに自治 を担う主体として、協働し合いながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要となり ます。

こうした考えに基づき、市民がふれあい支え合うまちづくりをめざします。

(3)共に生きるためのネットワークづくり

地域福祉の実現には、市民、関係機関、福祉事業者、企業、行政機関、ボランティア、NPOといった地域におけるさまざまな人や組織・グループが有機的に連携し合うことが不可欠です。

こうした考えに基づき、市民のだれもが地域社会の一員として結びつき、共に生きることができるまちづくりをめざします。

(4)安心して生活できる環境づくり

生活上の問題を解決・改善し、地域における自立生活を支援していくためには、福祉・保健・医療・教育・建設・交通等、さまざまな分野でのサービスを充実していくことが必要です。また、こうした生活分野における各サービスが連携し、生活全般にわたって支援していくことが重要です。

こうした考えに基づき、健康で安心して生活できるまちづくりをめざします。

3. 施策体系図

基本理念

地域の力でいきいき笑顔 市民が主役のまち いなべ

基本目標

1.地域福祉を担う人づくり

施策の方向性

- (1)担い手の育成・発掘
- (2)人権・福祉教育の推進

基本目標

2. ふれあい、支え合いの地域づくり

施策の方向性

- (1)生きがいづくりと地域交流の促進
- (2) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進

基本目標

3. 共に生きるためのネットワークづくり

施策の方向性

- (1) 重層的・総合的な相談支援体制と情報提供体制の整備
- (2)防災・防犯体制の充実
- (3)人権擁護の推進

基本目標

4. 安心して生活できる環境づくり

施策の方向性

- (1)健康づくりの推進
- (2)日常生活への支援
- (3)福祉サービスの充実

	-∧
各	論

第1章 取り組みの方向

1.地域福祉を担う人づくり

(1)担い手の育成・発掘

現状と課題

地方分権という時代の流れのなかで、福祉活動をはじめまちづくりへの市民の参画は必要不可 欠なものとなっています。本市では、ボランティア活動への市民の参加意識は高まってきている ものの、地域によって参加者の数には差があります。そこで、ボランティアに関する講座の開催 やボランティアに関する情報の発信、相談、活動の場の確保など、活動へのきっかけづくりや環 境整備を市全体に広めることが必要です。

また、手話・ガイドヘルパー・要約筆記等のボランティアの育成も求められており、専門的な 技能を持つボランティアについては、今後計画的な育成が必要です。

施策の方向性

社会福祉協議会によるボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に意欲のある市民・ 団体などのボランティア登録を促進し、ボランティア活動をしたい人と依頼したい人とのコー ディネート機能の充実や福祉協力員の養成に努めます。 【活動の主体:市・社協】

地域で福祉活動を行うボランティア実践者やボランティアリーダーを発掘育成するために、社会福祉協議会や各種団体と連携し、情報交換や人材の育成講座、研修会等を開催するとともに、専門的な技能が必要な手話・ガイドヘルパー・要約筆記等のボランティアの育成に努めます。

【活動の主体:市・社協】

(2)人権・福祉教育の推進

現状と課題

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うことは、市民が主役のまちづくりのなかでも基本的なことがらであるため、人権・福祉教育に取り組む必要があります。本市では、市民の意識啓発のため、教育委員会とも連携し、人権について市民が身近に感じられるよう講演会や映画会を開催しています。

また、社会の変化や少子高齢化、家族形態の多様化が進み地域社会での交流が減ってきており、 人と人との心のふれあいを通して思いやりやいたわりといったお互いを思い合う心を育む機会が 少なくなっています。そのため、子どもから大人まですべての市民が、お互いの気持ちや親切心 を大切にし、お互いに思い合える心を育てていくことが地域福祉を推進していく上で大切です。

施策の方向性

一人ひとりの人権が保障され、お互いを尊重する心豊かなひとづくり、まちづくりに向けて、 市民による人権機関「メシェレいなべ」等での啓発活動や地域交流活動の充実を図ります。

【活動の主体:市・地域】

人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるため、情報誌 Link、市ホームページ、ケーブルテレビ等での情報提供などによる人権啓発活動の充実を図ります。 【活動の主体:市・社協】

社会福祉協議会と学校とが連携し、福祉協力校を中心として点字や手話、車椅子体験等の各種 教室を開催し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。 【活動の主体:市・社協】

地域のあらゆる人々の交流は、高齢者や障害のある人にとっては生きがいづくりに、子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながります。そのため、学校と地域が協働して福祉教育を進め、高齢者の知恵や技能を活かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動など、世代間交流を促進します。

【活動の主体:市・社協・地域】

2. ふれあい、支え合いの地域づくり

(1)生きがいづくりと地域交流の促進

現状と課題

高齢者や障害のある人の生きがいの一つとして、地域の人々とのふれあいは極めて重要です。 社会構造の変化により地域での市民の結びつきが次第に薄れつつあるなか、人、地域のつながり の重要性を再認識し、隣近所同士での声かけ、行事などへの誘い、あいさつ運動等、地域ぐるみ での交流・連携を図っていくことが大切です。

本市では、高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、各地域でデイサービスやふれあいサロンなどのさまざまな活動が行われています。青空デイサービスでは園芸福祉活動が実施されており、また農業公園においては、高齢者も参加して梅の木が植えられるなど、植物や園芸を介することで、生きがいづくりや地域交流などのきっかけづくりとなっています。

施策の方向性

子どもから高齢者まで年齢などの区別なく、あいさつや声かけ運動を実施し、隣近所や地域のつながりづくりを促進します。 【活動の主体:地域】

梅まつりなど地域における祭事やイベントの継承・充実を図り、各種団体間の交流や情報交換などの活動を促進します。 【活動の主体:市・社協・地域】

市民や児童・生徒と福祉施設などとの交流を促進するため、福祉まつりや福祉施設でのまつりなどの開催を支援します。 【活動の主体:市・社協・地域】

高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、デイサービスやふれあいサロンを充実させるとと もに、身近な場所での生きがいデイサービス(サテライト型デイサービス)の実施を促進しま す。

【活動の主体:市・社協・地域】

認知症の理解、徘徊事故、虐待、独居や高齢者のみの世帯の増加等の高齢者問題に対応できるよう近所の人々、店、金融機関等でさりげなく見守り、支援する高齢者見守りネットワーク事

業を推進します。

【活動の主体:市・社協・地域】

(2) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進

現状と課題

本市には、さまざまな福祉活動を行う組織や団体があり、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターには30を超えるボランティア団体が登録されています。全国的にもボランティア団体やNPOなどによる活動が活発化しており、多様化する地域のニーズに対応していく存在として、これらの活動をさらに促進させていくことが求められています。

また、本市では、民間企業による社会貢献活動として、移送サービスやボランティアサークルへの協力などが行われています。これらの関係機関や関係団体同士が連携・協力の関係を築いていくことが、地域づくりにとって重要です。

さらに、だれもがこの福祉サービスの状況等を把握することができる情報提供の場が必要です。

施策の方向性

社会福祉協議会を地域福祉を推進していく上での中心的な組織として位置づけ、地域の福祉活動を推進していくために、ボランティアやNPOをはじめ、関係機関や関係団体と連携の強化を図ります。 【活動の主体:市・社協・地域】

自治会をはじめ地域の各種団体やボランティアなどが自主的に取り組む地域福祉活動を支援し、 その充実を図るとともに、NPOや民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。 【活動の主体:市・社協・地域】

市民が必要なサービスを受けられるよう、ボランティアやNPOなどの活動を積極的に周知し、 広報活動に努めます。 【活動の主体:市・社協】

市民の多様化する福祉ニーズに対応するため、福祉活動を行う団体同士が連携し、情報の共有化を図ります。 【活動の主体:市・社協】

3 . 共に生きるためのネットワークづくり

(1) 重層的・総合的な相談支援体制と情報提供体制の整備

現状と課題

地域住民が抱える課題・問題を早期に発見し、深刻な事態になる前に適切に対応するためには 相談体制の充実が大切です。本市では、家庭児童相談室が家庭相談、女性相談、婦人相談等の相 談窓口として設置されており、さらに、平成 18 年に新設された地域包括支援センターは、高齢 者に関する総合的な相談窓口としてさまざまな問題解決に努めています。また、民生委員児童委 員の活動により、身近な地域の中で、気軽に相談できる体制がつくられています。

今後は、相談内容によって各専門機関など最適な相談機関を紹介してくれるような、総合的な 相談支援体制の充実を図ることが必要です。

また、多様化する福祉サービスのなかから、自分に最も適したサービスを選択できるようにするためには、効果的な情報提供体制の充実が求められています。市役所の窓口や情報誌 Link をはじめ、パンフレット、インターネット等多様な媒体を活用し、福祉サービス・制度等の周知徹底を図っていく必要があります。

施策の方向性

社会福祉協議会や地域包括支援センターの組織を強化・充実するとともに、人材の確保に努めます。 【活動の主体:市・社協】

家庭児童相談室の各種相談や、社会福祉協議会の心配ごと相談などの周知を図るとともに、専門性の確保に努めます。

【活動の主体:市・社協】

地域における身近な相談体制づくりを推進するため、民生委員児童委員の活動を支援し、さらに関係機関や団体とも連携し重層的な相談体制の整備を図ります。

【活動の主体:市・社協・地域】

情報誌 Link、市ホームページ、ケーブルテレビ等による情報提供の充実を図ります。また、各関係機関や相談機関において、連携と情報の共有化を図ります。 【活動の主体:市・社協】

(2)防災・防犯体制の充実

現状と課題

地域にはさまざまな人々が生活しており、寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、障害のある人などは、災害や緊急時の避難の際に助けが必要です。このような、障害のある人や高齢者など、避難に支援を要する人の所在をどのように把握するのか、また緊急時の救援体制をどう確立していくのかなど、さまざまな課題があります。さらに、高齢者や認知症の人などをターゲットにした悪質商法による被害をくい止めるための対策も必要です。

地域による見守りや声かけなどで日頃からつながりを強めるとともに、防災・防犯意識の向上 を図り、災害や犯罪などに対する市民同士の救援システムの構築を進めていく必要があります。

施策の方向性

日々の地域活動や近所づきあいを通して近隣住民同士の交流を深めるとともに、プライバシーに配慮しつつ、要支援者や要配慮者の情報を把握し、相互援助機能を高めます。

【活動の主体:地域】

要支援者や要配慮者に対する支援体制づくりのため、社会福祉協議会において災害ボランティア養成講座を開催します。 【活動の主体:市・社協・地域】

高齢者などを狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、啓発や相談活動の充実に 努めるとともに、県や地域、関係機関や関係団体との連携強化に努めます。

【活動の主体:市・社協・地域】

情報誌 Link、市ホームページ、ケーブルテレビ等により、災害時における避難場所などの周知を図るとともに、日頃からの防災対策の啓発に努めます。 【活動の主体:市・社協】

地域ぐるみでの防災体制の整備を図るため、資器材の貸与などにより自主防災組織の活動を支援します。 【活動の主体:市・地域】

(3)人権擁護の推進

現状と課題

地域で生活するのに必要な福祉サービスを利用するには、さまざまな契約、手続き等が必要です。そこで、判断能力が不十分な人でも安心してサービスの提供を受けられるような方策が必要となり、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度といった制度が重要となってきています。しかし、これらの制度がなかなか活かされないといった実情もあり、今後制度の円滑な利用に向けて、普及啓発を促進することが求められています。

また、高齢者や障害のある人、子どもへの虐待などが社会問題として捉えられるようになっています。本市では、要支援児(者)支援対策地域協議会が設置され、虐待や DV(ドメスティック・バイオレンス)などに関しての相談支援体制がつくられています。虐待を未然に防ぐためには、保護者や介護者の過剰な身体的・精神的負担を軽減するよう、各種保健・福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援体制の充実が必要です。

施策の方向性

利用者本位の福祉サービスが利用できるよう、社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携を図り、 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知、定着を推進します。 【活動の主体:市・社協】

虐待や DV を早期発見・予防できるよう、要支援児(者)支援対策地域協議会の連携体制を強化し、相談支援体制の充実を図ります。 【活動の主体:市・社協・地域】

育児ノイローゼ等による乳幼児虐待を防ぐため、乳児・一歳児訪問等を実施し、子育て支援事業の充実を図ります。 【活動の主体:市】

地域包括支援センターによる高齢者見守りネットワークにおいて、各関係機関との連絡会議等 を開催し、ネットワークを広げ強化します。 【活動の主体:市・地域】

4. 安心して生活できる環境づくり

(1)健康づくりの推進

現状と課題

わが国の平均寿命は世界最高の水準にありますが、一方、がん・脳卒中・心臓病・糖尿病等の 生活習慣病が増加しています。また、高齢化の進展とともに認知症や寝たきりなどの要介護状態 になる人が増加しており、医療費や介護負担の増大などが大きな社会問題となっています。この ため、健康づくりについては、生活習慣を改善したり運動したりするなど、病気にならないよう 普段から健康に気をつける一次予防を重視することが重要です。

本市においては、健康相談や多くの方が参加しやすいカリキュラムを備えた健康教室等が実施されていますが、今後も市民が進んで参加できるように、さまざまな機会をとらえて普及・啓発に努め、地域での健康づくりプログラムを推進する必要があります。

施策の方向性

社団法人「元気クラブいなべ」等において、健康増進や介護予防などを目的としたプログラム を実施し、市民の参加促進を図ることにより、健康づくりを推進します。

【活動の主体:市・地域】

健康診査などにより疾病の早期発見に努めるとともに、若年層を中心に生活習慣病予防の重要性の周知を図ります。

【活動の主体:市】

(2)日常生活への支援

現状と課題

高齢者も障害のある人も自由に外に出て、それぞれの能力を活かしながら、就労・趣味や地域活動、ボランティア、スポーツ・レクリエーションなど、さまざまな活動に参加できる環境づくりが求められています。本市では、福祉バスやコミュニティバスが運行されており、通院や買い物などに重要な外出手段として利用されていますが、さらなる充実が必要です。

また、不特定多数の人が利用する公的な施設が、だれにとっても使いやすく快適なものとなるよう、バリアフリー化を進める必要があります。そして、より多くの人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインをまちづくりに取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進めることが必要です。

施策の方向性

高齢者や子ども、障害のある人などが安心・安全に生活していくことができるように、交通弱者の視点に立った道路交通環境や施設などのバリアフリー化を促進します。

【活動の主体:市・地域】

高齢者や障害のある人だけでなく、すべての市民が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。 【活動の主体:市・地域】

(3)福祉サービスの充実

現状と課題

地域に暮らすだれもが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実は欠かすことができません。本市では、公的なサービスのみならず、会員同士の相互扶助組織であるファミリーサポートセンターでの活動も盛んに行われており、こういった市民自身が参加できる福祉サービスの一層の促進を図ることも重要です。

しかし、サービスの種類や提供者が多様化しており、利用者が多くのサービスの中から自分に最も適したサービスを選択するためのケアマネジメントや、福祉サービスについての効果的な情報提供の整備とその評価が必要です。

施策の方向性

地域住民が在宅で安心して生活できるよう、高齢者福祉・障害者福祉・次世代育成支援の各施 策により、在宅福祉サービスの推進を図っていきます。 【活動の主体:市・社協】

身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、地域に密着したサービスの充実を図ります。 【活動の主体:市・社協】

障害者活動支援センターを設置し、障害のある人の自立や社会参加を支援するための生活相談 や日常生活支援、地域交流活動を行うことを推進します。 【活動の主体:市・社協・地域】

支援を必要とする市民一人ひとりが、適切なサービスを受けられるよう、ケアマネジメント体制の整備に努めます。 【活動の主体:市・社協・地域】

福祉サービスの向上には、行政はもちろん事業者の意識向上や透明性の高い経営姿勢が重要となります。そのため、サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を 積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及・促進を図ります。

【活動の主体:市・社協・地域】

第2章 計画の推進体制

1.市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくには、行政だけの取り組みでは不十分であり、市民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域のなかで活動するボランティア、NPO、関係機関や関係団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1)市民、ボランティア、NPOの役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域のなかで解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア・NPO 活動などに積極的に参加していくことが求められています。

(2)民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員の役割は、地域の人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行うととも に、安心して暮らせるまちづくりを進めるということです。民生委員児童委員には「社会福祉に 関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

(3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、行政と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や関係機関や関係団体、行政等との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

(4)社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、社会福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他サービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあたっては、ボランティア体験やさまざまな人々との交流など、福祉教育の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

(5)行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体などの自主的な取り組みが重要な役割を担っています。そして、行政は市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取り組みをさまざまな形で支援するため、住民自治組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員、当事者団体、ボランティア団体、NPO等の関係機関・団体の役割をふまえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていくことが必要です。

2.計画の弾力的運用

今後は、事業の達成状況を把握し、進行管理を行います。また、市を取り巻く環境変化などに 適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、新たな事業の実施な ども視野に入れた事業の評価・改善を行います。

さらに、福祉ニーズの多様化、高度化、生活様式の多様化、人口の変動、財政事情の動向等社会経済環境の変化がみられるとともに、社会福祉法の改正をはじめ国の高齢者や障害のある人に関する施策の枠組みが変わりつつあります。今後は社会経済環境の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するために、必要に応じて計画の弾力的な運用を行います。



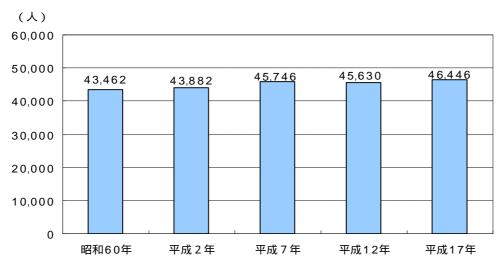
1.統計データによる本市の現状

(1)人口の推移

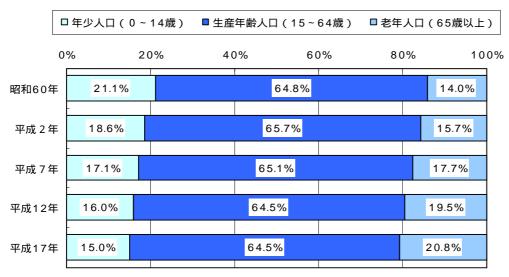
本市の総人口は、昭和 60 年以降をみると、平成 7 年から平成 12 年にかけて多少の減少があるものの、全体的には増加傾向にあります。

また、年齢3区分別人口割合をみてみると、0~14歳の人口(年少人口)については、昭和60年以降減少傾向にあり、一方65歳以上の人口(老年人口)については増加傾向にあります。 平成7年には、年少人口の割合が老年人口の割合を下回っており、少子高齢化が進行しています。

本市の総人口の推移



本市の年齢 3 区分別人口割合の推移



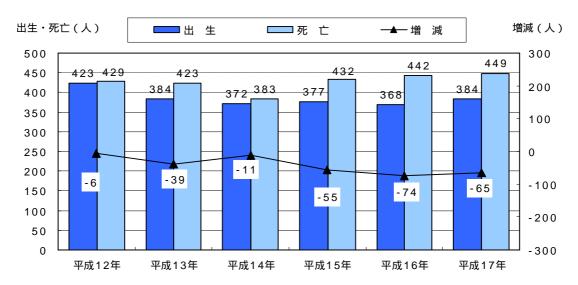
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(2)自然動態と社会動態の推移

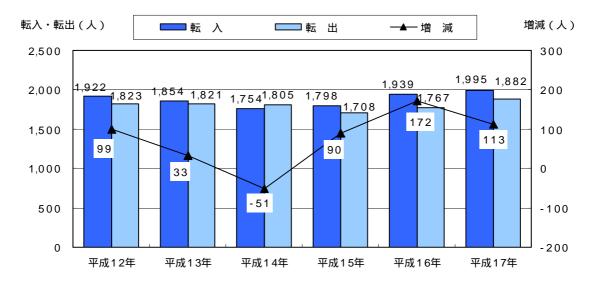
出生・死亡による自然動態では、全体的に死亡数が出生数を上回る状態が続いており、平成 17年では 65人の自然減となっています。

また、転入・転出による社会動態では、年による変動はあるものの、総じて転入が転出を上回る結果となっています。平成 17 年では 113 人の社会増となっています。

本市の自然動態の推移



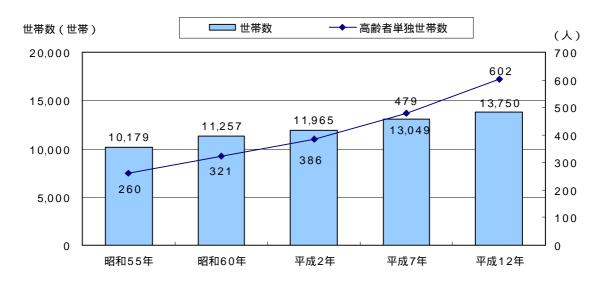
本市の社会動態の推移



資料: 県統計室月別人口調査(各年10月1日~9月30日)

(3)総世帯数と高齢者単独世帯数の推移

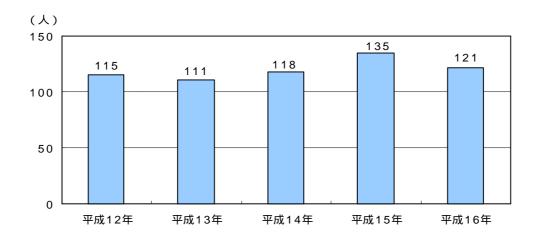
本市の総世帯数は年々増加傾向にあり、それに伴い高齢者単独世帯数も増加しています。平成7年から平成12年にかけては、総世帯数の増加のうち高齢者単独世帯数の増加が占める割合が目立って高くなっています。



資料:国勢調査(10月1日現在)

(4)生活保護の被保護者数の推移

生活保護の被保護者数の推移についてみると、平成 13 年から平成 15 年にかけては増加傾向にありましたが、平成 15 年から平成 16 年にかけては 14 人の減少となっています。



資料: 県生活保障室(年度平均)

2.用語説明

ア行

NPO

NPOとは、Non Profit Organizationの略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われています。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していましたが、特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになりました。

力 行

協働

相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けサービスを提供するなどの協力関係のことをいいます。

ケーブルテレビ

電波ではなく、ケーブル(通信線)を利用してテレビ番組などを送信するシステム、または サービスのこと。今後放送だけでなく、テレビ電話、遠隔医療などへの利用も考えられており、 新たなネットワークとして注目されています。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人等に 代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

コーディネート

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行うことです。

コミュニティバス

路線バスとタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新しい乗り合いバス の総称。公共交通システムの輸送サービスとして期待されています。

サ行

サロン(ふれあいサロン)

"サロン"とは、もともと「客間」「応接室」または「談話室」などの意味を持ち、「社交的な集まりの場」といった意味を持っています。本市では高齢者などが地域で団らん、娯楽、交流等で気軽に集える場所の名称として「ふれあいサロン」があります。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。市区町村社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っています。通常、「社協」と呼ばれています。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正されました。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等がご本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。

タ行

第三者評価

事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ 客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価することです。

地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送ることができるための制度で、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどの援助や代行、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスがあり、社会福祉協議会において実施されています。

地域包括支援センター

介護保険制度の改正で平成18年度より創設された、「地域支援事業」や「新予防給付」などの総合的なケアマネジメントを担う中核機関。センターには、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの3つの職種の人材を配置する必要があり、この3職種の間で連携しながら地域全体の包括的、継続的な支援・管理体制を築いていくこととなります。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫やパートナーから女性に対してふるわれる身体的・心理的暴力のこと。別れた夫や交際中の恋人からの暴力も DV に含まれる。

ナ行

ニーズ・福祉ニーズ

福祉に関する要求・需要のこと。

ネットワーク

本来は、テレビ・ラジオなどの放送網・通信網のこと。一般的には、同じ目的によってつながる網状のしくみ・組織のことをいいます。

八行

バリアフリー

社会参加の障壁となる物理的な環境を改善し(段差の解消、手すりの設置など)、障害、年齢、性別に関係なくすべての人の社会参加を可能とすること。また、精神的な障壁がないことも含んでいます。

ファミリーサポートセンター

地域において、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる 環境を整備するとともに、地域の子育て支援を目的とする事業です。

ボランティアセンター

住みやすい地域、ゆとりある福祉社会づくりをめざして、市民の方が「ボランティア」というものを理解していただけるように活動する機関です。本市では、ボランティア活動・市民活動への参加を呼びかけ、その活動を推進し、充実させるお手伝いをしています。

マ行

民生委員児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度です。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域の住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動しています。また、民生委員は、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務します。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル = 普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

本市におけるボランティアセンター

ボランティアセンターの役割

<u>・相談、援助、支援</u>

ボランティア活動をしたい方や、依頼したい方の相談に応じ、適切な活動を一緒 に考え、探しています。

また活動している方やグループの支援をしています。

・情報の収集、提供

市内の施設や団体、グループからの情報や活動に必要な情報を収集して社協だよりなどでお知らせします。

・研修会等の実施

より多くの方にボランティア活動を理解していただくために教室や講習会を実施 しています。

・連絡調整

ボランティア活動の円滑化のため、施設や活動団体、学校などとの連絡調整をお こなっています。

・保険の受付業務

ボランティア活動保険の加入手続きに関する窓口業務をしています。 送迎サービス補償や行事用保険などのご案内もしています。

問い合わせ先 いなべ市社会福祉協議会 各支所 ボランティアセンター

北勢ボランティアセンター 72-7788員弁ボランティアセンター 74-5828大安ボランティアセンター 78-3522ふじわらボランティアセンター 46-5252

発行: いなべ市 福祉部 福祉総務課

住所:〒511-0292 三重県いなべ市大安町大井田 2705 番地

TEL: 0594 -78 -3563 FAX: 0594 -78 -1114